特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	西ノ島町 固定資産税システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西ノ島町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

西ノ島町長

公表日

平成27年6月15日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	固定資産税関係業務					
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。					
③システムの名称	固定資産税システム					
2. 特定個人情報ファイル名						

1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報 ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 第16号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項	別表第二	第27号 番号法第19条第7項 別表第二 第28号

5. 評価実施機関における担当部署

10 1						
	①部署	西ノ島町町民課				
	②所属長	町民課長 桶谷昌史				

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 西ノ島町総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 08514-6-0101

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	27年6月15日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)	500人未満	
	いつ時点の計数か		27年6月15日 時点				
3. 重大事故							
	E以内に、評価実施機関において特定個人 する重大事故が発生したか		発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)	発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明